
令和 7 年 第 3 回 芦屋町議会定例会会議録 （第 1 日）

令和 7 年 9 月 8 日 （月曜日）

議 事 日 程 （1）

令和 7 年 9 月 8 日 午前10時00分開議

日程第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案第48号 芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第49号 芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第50号 芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第51号 指定管理者の指定について

第 9 議案第52号 令和 6 年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

第10 議案第53号 令和 7 年度芦屋町一般会計補正予算（第 2 号）

第11 議案第54号 令和 7 年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

第12 議案第55号 令和 7 年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第 1 号）

第13 議案第56号 令和 7 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第 1 号）

第14 議案第57号 令和 7 年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第15 認定第 1 号 令和 6 年度芦屋町一般会計決算の認定について

第16 認定第 2 号 令和 6 年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について

第17 認定第 3 号 令和 6 年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について

第18 認定第 4 号 令和 6 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

第19 認定第 5 号 令和 6 年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について

第20 認定第 6 号 令和 6 年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について

第21 認定第 7 号 令和 6 年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について

- 第22 認定第8号 令和6年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第23 承認第3号 専決処分事項の承認について
- 第24 承認第4号 専決処分事項の承認について
- 第25 報告第9号 令和6年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について
- 第26 報告第10号 専決処分事項の報告について
- 第27 報告第11号 専決処分事項の報告について
- 第28 報告第12号 地方独立行政法人芦屋中央病院の令和6事業年度における業務実績に関する評価結果について

【出席議員】 (10名)

1番 長島 毅	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 中西 智昭
6番 本田 浩	7番 松岡 泉	9番 内海 猛年	10番 妹川 征男
11番 川上 誠一	12番 辻本 一夫		

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 2名

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 岡本 賢治	書記 山城 朋美
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

副町長	中西新吾	教育長	三桝賢二	モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好
会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功	企画政策課長	本郷宣昭
芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉	都市整備課長	小田武文
税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩	住民課長	溝上竜平
福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司	産業観光課長	浮田光二
芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也	生涯学習課長	本石美香
ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明	事業課長	横田和雄

【 傍 聴 者 数 】 2名

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

全員起立、礼、着席願います。

ただいまから、令和 7 年第 3 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

議場にお集まりの皆様にお知らせします。

今定例会は、空調設備の不具合により、議場内の快適な温度を保つことが難しい状況となっております。

つきましては、今定例会の議場での服装をノーネクタイ・ノージャケットとする柔軟な取扱いを行い、また扉を全開にして風通しを確保し、開かれた議会の場を維持してまいります。

皆様には御不便をおかけしますが、体調管理には十分御留意の上、安全と円滑な議事運営を最優先に行ってまいります。

次に、副町長より発言の申出がっておりますので、これを許可します。副町長。

○副町長 中西 新吾君

おはようございます。副町長の中西です。

議員各位におかれましては、公私とも御多忙のところ、令和 7 年第 3 回芦屋町議会定例会に御出席をいただき、御礼を申し上げます。

皆様御承知のとおり、8 月 31 日付で波多野町長が辞職されましたので、9 月 21 日までの間、本町の職務代理を務めさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

以上で、副町長の発言を終わります。

○議長 辻本 一夫君

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 辻本 一夫君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 9 月 8 日から 9 月 19 日までの 12 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、2 番、田中議員と 10 番、妹川議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

日程第 3. 諸般の報告について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 3、諸般の報告を行います。

令和 7 年 8 月 20 日に、萩原洋子議員から、また令和 7 年 9 月 1 日に貝掛俊之議員から、一身上の都合により議員の辞職願が提出され、地方自治法第 126 条の規定により、これを許可しましたので、芦屋町議会会議規則第 99 条第 2 項の規定により、御報告いたします。

また、この辞職に伴い、総務財政常任委員会の委員が 2 名欠員となりましたが、総務財政常任委員会と民生文教常任委員会の負担を平等にするため、芦屋町議会委員会条例第 7 条第 6 項により、内海議員の委員会所属変更を行い、両常任委員会、共に 1 名ずつの欠員が生じていることを御報告いたします。

日程第 4. 行政報告について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 4、行政報告を行います。

副町長から行政報告の申出がありましたので、書面により報告いたします。

次に日程第 5、議案第 48 号から日程第 28、報告第 12 号までの各議案については、この際一括議題として上程し、副町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

副町長に提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 中西 新吾君

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは、条例議案でございます。

議案第４８号の芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業の多様化に対応するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第４９号の芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる必要があることから、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第５０号の芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業の多様化に対応するため、条例の一部を改正するものでございます。

次にその他の議案でございます。

議案第５１号の指定管理者の指定につきましては、国民宿舎マリントラスあしやの指定管理者を指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第５２号の令和６年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金の一部を自己資本金に組み入れ、残りを利益積立金に積み立てるため、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第５３号の令和７年度芦屋町一般会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出それぞれ５，３００万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、定額減税補足給付金事業に充当する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上したほか、テニスコート改修事業の財源であるスポーツ振興くじ助成金の減額により不足する財源を補うため、過疎対策事業債を増額計上するとともに財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出につきましては、人事異動等に伴う人件費等を増額計上するとともに、土地開発基金からの一般会計による買戻しに係る費用等を計上しています。

議案第５４号の令和７年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入では、一般会計繰入金を増額計上しています。

歳出では、配置異動に伴う職員手当を増額計上しています。

議案第５５号の令和７年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第１号）につきましては、学校給食調理業務等委託について、今年度中に新たな業者選定を行う必要があり、契約期間であ

る令和8年度から令和11年度の業務委託に関する経費を債務負担行為として追加するものでございます。

議案第56号の令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出として、人事異動に伴い、職員人件費を980万7,000円増額計上するものでございます。

議案第57号の令和7年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出として、職員人件費を35万2,000円増額計上するものでございます。

また、資本的支出として、家屋事後調査業務委託（大君第2雨水幹線近隣）、雨水管調査業務委託の費用を計上するほか、職員人件費を増額計上しています。

次に決算議案でございます。

認定第1号から第6号までは、各会計の令和6年度決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、決算書及び施策の成果で述べさせていただいております。

認定第7号及び第8号は、各公営企業会計の令和6年度決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

次に承認議案でございます。

承認第3号の専決処分事項の承認につきましては、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成単価が引き上げられたため、芦屋町議会議員及び芦屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

承認第4号の専決処分事項の承認につきましては、芦屋町長選挙等に係る経費及び令和7年8月の大雨に伴い被災した栗屋排水ポンプ施設の災害復旧に係る事業費等について、令和7年度芦屋町一般会計補正予算（専決第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第9号の令和6年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告するものでございます。

報告第10号の専決処分事項の報告につきましては、魚見公園整備工事（その5）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第11号の専決処分事項の報告につきましては、テニスコート改修工事（人工芝）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第12号の地方独立行政法人芦屋中央病院の令和6事業年度における業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第1項第1号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

以上で、副町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第5、議案第48号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ありませんか。

ないようですから、議案第48号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第49号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第50号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第51号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、議案第52号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第52号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、議案第53号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第53号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第11、議案第54号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第54号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第12、議案第55号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第55号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第13、議案第56号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第56号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第14、議案第57号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第57号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第15、認定第1号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

17ページ、主要な施策の成果及び予算執行の概要書の17ページを御覧ください。

17ページの使用料のところですが、芦屋釜の里入館料及び使用料として、357万1,000円と計上されてます。それから、歴史民俗資料館入館料、46万6,550円と。これは歳入ですが、歳出が50ページですね、50ページにあります。御覧ください。

芦屋釜の振興費として、執行済額として6,157万6,000円。歳入と歳出を比較してみますと、歳入の約20倍の経費がかかっているようです。

それから、次の52ページの16目の文化財保護費として、芦屋町歴史民俗資料館についても4,800万と。これは、山鹿貝塚除草等委託とか、はまゆう自生地管理委託とか、そういうものも含まれておりますが、とにかく、歳入と歳出を比べたときに、20倍近くの歳出が多いという

ことについて、この点についてどのように認識されてるのかお聞きしたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

妹川議員御質問の歳入と歳出の差額が非常にあるということでございますが、おっしゃるとおり、随分差額が出ているということは認識をしております。私どもとしましては、芦屋釜の振興、あるいは文化財の保護というものを、1つの芦屋町の、文化を振興するということを図っておりますので、なるべく歳入は、多くしようと思っておりますので、これからも努めていきたいと思っております。歳出もなるべく削減するようにはしたいと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

いいですか。妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

やはり芦屋町の歴史文化の、啓発と向上というものは大事なものです。まず教育費もそうですけれど。あまりにも、費用対効果だけを取り上げるだけではなくて、そういう必要性というのは、本当に大事なことだと思いますが、あまりにも、歳出や経費が、多いのではなかろうかと。そういう意味で、どのような経費削減をされてきたのか、本当に必要なものであったのか、それについてはどう認識されておられるのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

歳出の削減ということでございますが、これまでも、例えばうちの会計年度任用職員、今回開館時間等の変更に合わせて、少し時間を短くしたりとか、あるいは各種委託を、例えば警備等も当初は夜間常駐警備とかもおったんですけれども、今は機械警備に変えたとかですね、可能な限り歳出の縮減を図っているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

いいですか。妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

歳入のほうでは、芦屋町歴史民俗資料館入館料として46万6,000円という収益が書かれてますが、その歳出のところの、52ページのところには文化財保護費として芦屋町歴史民俗資料館という形で出されてますので、総額が4,800万、この際に、やっぱり芦屋の歴史民俗資

料館としての金額を書いてもらわないと、ここには山鹿貝塚の件とか、はまゆう自生地の変託とか、それが混じっていますので、金額として、芦屋町歴史民俗資料館としての金額はいくらなのか、そのことについてお聞きしたいと思っています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

今御質問の、芦屋町歴史民俗資料館の運営費のみということを出すべきじゃないかということで、すいません手持ちの資料ではですね、どのぐらい正確にかかっているかということは持っておりませんが、確かに分かるようにすることも、検討をいたしたいと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第1号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第16、認定第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第2号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第17、認定第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第18、認定第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第4号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第19、認定第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第5号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第20、認定第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第21、認定第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第7号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第22、認定第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第8号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第23、承認第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、承認第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第24、承認第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、承認第4号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第25、報告第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第9号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第26、報告第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第10号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第27、報告第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第11号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 28、報告第 12 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第 12 号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第 5、議案第 48 号から日程第 24、承認第 4 号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

起立、礼。解散します。

午前 10 時 28 分散会
